

新型コロナウイルス感染症に係るイベント等の開催基準

【令和3年5月11日現在】

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年2月13日施行）により、「まん延防止等重点措置」が創設されるなど、より一層の感染症対策の推進が図られている現状から、遠軽町内において、町が主催、共催及び町が補助金を交付するイベント等の開催について判断する基準を次のとおり定めます。

なお、この開催基準については、今後の国及び北海道の動向や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、随時見直すこととします。

1 イベント等の開催判断基準

- (1) 北海道が「緊急事態宣言」の実施区域とされた場合は、当該期間中に行われるイベント等は、中止又は延期する。
- (2) 本町が「まん延防止等重点措置」の実施区域とされた場合は、当該期間中に行われるイベント等は、中止又は延期する。
- (3) 道内の市町村（本町除く。）が「まん延防止等重点措置」の実施区域とされた場合は、当該期間中に行われるイベント等は、中止又は延期を検討する。
- (4) イベント等の主催団体（町含む。）が、イベント等開催のための準備期間中に、北海道が設けた「警戒ステージ4（国の分科会ステージⅢ相当）」に移行した場合は、イベント等を中止又は延期を検討する。
- (5) 町内の感染状況や医療機関のひっ迫状況などを総合的に判断し、イベント等の開催が困難と判断した場合は、中止又は延期する。
- (6) 湧別原野オホーツククロスカントリースキー大会など複数の自治体に関わるイベント等については、当該実行委員会等の判断基準等によるものとする。

2 町の補助金等支出するイベント等の取扱い

町が補助金等を交付するイベント等については、前記1 イベント等の開催判断基準を適用し、補助金等の交付決定の条件に「町が新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からイベント等開催の中止を要請する場合は、その要請に応じること」を要件に加え、補助金等の確定額は、イベント等開催の中止にあたり、その時点で要した経費のうち、補助対象経費として認められる範囲を上限とする。

また、補助金等を交付しないが、町の施設を活用し、イベント等を開催する場合や町が後援するイベント等については、前記1 イベント等の開催判断基準を参考とし、判断するよう主催団体に要請する。

3 イベント等の開催制限

イベント等の人数制限及び収容率要件については、当面令和3年6月30日まで、原則として国の方針を踏まえ道が示している「イベント等の開催制限」によるものとする。

4 開催する場合の感染防止対策

イベント等の開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から国が示す基本的対処方針や道が示す「北海道スタイル」の実践など取りうる限りの感染防止対策を徹底することとする。

また、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止対策が講じられることを前提にして開催するものとする。